

個人向け緊急小口資金等

【緊急小口資金】

- 生活費＜＝生活するためのお金＞がなくて、すぐにお金が必要な人に、しばらくの間、少しお金を貸します。
- 借りることができる人：新しいコロナウイルスの病気の影響で仕事が休みになり、収入が少なくなった世帯＜＝同じ家で生活するためのお金を一緒に使っている家族＞
 - ※新しいコロナウイルスの病気の影響で収入が少なくなったときは、仕事を続けている人も借りることができます。
- 借りることができるお金は、
 - ・子どもの学校などが休みになった人、個人事業主＜＝個人で仕事をしている人＞等は、20万円まで
 - ・その他の人は、10万円までです。
- ※利子は0（ゼロ）です。保証人＜＝あなたがお金を返すことができないときに、代わりに返すと約束する人＞はいりません。
- 2年以内に返してください（借りてからお金を返し始めるのは1年後でいいです）。
 - ※お金を返すとき、まだ収入が減ったままの「住民税非課税世帯」＜＝収入が少なくて住民税が0（ゼロ）になる世帯＞の人は、お金を返さなくてもいいです。
- 申し込み方：申込みは、住んでいる市区町村の社会福祉協議会からできます。
 - ※郵便で申し込むこともできます。

詳しいことはコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-46-1999（平日のみ午前9時から午後5時まで）

（厚生労働省ホームページ）

【日本語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/index.html>

【英語】 <https://corona-support.mhlw.go.jp/seikatsufukushi/en/index.html>